

京都市告示第550号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「遊戯用電車」の供用時間について、次のとおり臨時変更します。

平成29年1月30日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間	
遊戯用電車	平成29年2月4日(土)及び同月11日(土)	変更後	午前10時から午後8時まで
		現行	午前10時から午後4時(7月及び8月にあつては、午後5時)まで

(南部みどり管理事務所)